

平成17年度事業計画（案）

平成17年度の事業計画（案）を次のとおり策定したのでその承認を求める。

1．司法書士の社会的役割

司法制度改革の一環として司法ネット構想がある。その実現に向けて、「総合法律支援法」が成立した。民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指すものである。同法において、「法律専門職者」として司法書士が明記された。いよいよその役割と実践が国策として司法書士に強く求められてきたのである。

上記総合法律支援に関する事業は日本司法支援センターが担うこととなり、司法書士会もその組織と運営に携わることとなった。現在日本司法支援センター高知県地方準備会において平成18年度創設に向けて準備作業を進めているところである。大都市のことではなく高知県という地域に合った支援体制の構築である。高知県下に点在する本会会員の活躍とその存在は、今後も市民を法的に支援し、地域に合った支援体制を支えるものと確信している。これらの情勢に対応して、本会の取組みをしっかりと推し進める事業計画が必要であり、以下重点事業として提案する。

2．重点事業

（1）国民からのニーズへの対応

本年度においても国民の紛争解決への法的対応は重要な継続的課題である。

「司法書士総合相談センター高知（仮称）」の設置

以前から実施している各種の相談事業を、利用者にとってよりわかりやすく利便性の高い相談窓口とするため、各種相談窓口を有機的に一元化し、「司法書士総合相談センター高知（仮称）」を設置する。この組織的システムの構築は、「日本司法支援センター」につなげる重要な事業であると考えている。その実現のため、本会に相談事業部を新たに創設する。平成18年度早々に日本司法支援センターが創設された場合には、その支援センターと連携できる体制を整備するため本定時総会において高知県司法書士会会則の一部を改正し、設置規則の制定が必要となった。

「司法書士調停センター設置準備室」の設置

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR基本法）が平成16年11月19日成立し、民間紛争解決手続（民間事業者が行ういわゆる調停・あっせん）の業務に関し、司法書士会は積極的に取り組もうと考えているところである。

上記法律が平成16年12月1日から2年6ヶ月以内に施行されることに合わせ、同調停センターを設置するための準備を行うものである。調停センターの開設は、全くの新規事業であり、蓄積されたノウハウもなく、全てが新しいスタートとなる。組織作り、人材育成、広報活動等充分時間を掛けた準備が必要である。本年度は、会員への周知と手続実施者養成等に向けての基盤整備の年度としたい。そのために前記相談事業部の中に「司法書士調停センター設置準備室」を設置す

る。よって高知県司法書士会会則の一部を改正し、設置規則の制定が必要となった。

(2) 新「不動産登記法」への対応

平成17年3月7日(月)より新「不動産登記法」が施行され、105年ぶりの不動産登記法の全面大改正となった。その対応は、オンライン申請を含め、登記制度の構造そのものの改正であるため、本会会員の研修、連絡はもとより法務局及び金融機関等関係機関とも連携を取りながら対応する必要がある。高知県下の本局、支局が指定庁となった後の登記事務処理等の協議や連絡も極めて重要である。本年度も各会員のコンピューターに対する意識改革はもとより、各事務所のIT化等の推進が急務である。

(3) 各研究会の推進

前年度に設置した各研究会の活動を本年度はさらに充実、発展させなければならない。各研究会の研究は司法書士の足元を固める重要な活動と位置付けている。その研究成果の蓄積を図り、会員の疑問や質問に対応できる体制を目指すものである。

(4) 職業倫理の高揚

本年度も職業倫理の高揚を重点事業とする。司法書士の執務が拡大している現状においても、また、前記(1)記載の各センターの稼動においても、常に職業倫理を意識した執務姿勢は、市民の信頼を得るため極めて重要な事項である。本年度より開始する年次制研修(平成17年7月23日(土)実施)は、職業倫理を主眼とした義務研修であり、対象者の参加を徹底して推進する。

3. 具体的事業計画(案)

【制度関係】

(1) 相談事業の整備

相談事業部の創設及び「司法書士総合相談センター高知(仮称)」を設置する。

現在行っている相談事業を有機的に一元化する。

別紙(1)~(3)のとおり

(2) 「司法書士調停センター設置準備室」の設置

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR基本法)に基づき、司法書士会において新しい業務分野として取り組む事業である。

具体的には、調停委員経験者等のご意見やご指導協力を頂きながら設置準備室を設置する。本年度は、日司連から調停センターモデル会の指定を受け、地方の単位会としての問題点を明らかにしながら、できることを充分検討し、高知県に合った調停センターの設置、運営を目指すものとする。

(3) 簡裁訴訟代理関係業務推進委員会

簡裁訴訟代理関係業務を推進すること及びその遂行のために裁判所や弁護士会との協議・連携、研修の企画等前年度に引き続き積極的に活動する。司法書士制度にかかわる重要な業務分野には変わりはなく、一層充実した委員会に発展させる必要がある。

(4) 消費者問題委員会

消費者問題は社会的問題であり、前年度に引き続き積極的に取り組む必要がある。専門的な学術研究や実践的熟練等対応する為に必要な課題は多いが、極めて重要な委員会であると認識している。クレサラ相談日(毎週1日、6時～8時、相談員2名で対応予定)の設置を予定している。クレサラ相談日を設置することにより、現在の少額裁判サポートセンターの相談事業が効率的に運営できるものと考えている。

クレサラ相談日に関する名簿登載者についての研修、実践等は同委員会が担当するものとする。

(5) 少額裁判サポートセンターの廃止

少額裁判サポートセンターは、「司法書士総合相談センター高知(仮称)」が設置されると同時に廃止し、同センターでの相談活動は、「司法書士総合相談センター高知(仮称)」の少額裁判相談日としてその相談活動を継続することとした。

(6) 特別研修の継続的実施への対応

連合会の実施方法に従い継続的特別研修に対応する

(7) 法務局、裁判所、弁護士会との協議、連絡調整

他の機関との多方面に渡る協議、連絡

(8) 相談員、講師の派遣

相談員、講師の養成、活動援助(県、市町村、学校、社会福祉施設、その他団体)

(9) 民事法律扶助制度の推進

日本司法支援センターを見据えたとき極めて重要である。申立方法等周知徹底し、利用を促進する。相談事業についても利用を促進したいと考えている。

【研修関係】

(1) 既会員研修

一般研修(年3回)

中長期のカリキュラムにより推進する

任意研修

- ・各研究会が開催する研修
- ・日司連中央研修、特定分野研修への参加促進
- ・その他の研修

単位制研修の徹底(12単位)

年次制研修(義務研修)の実施

日司連会員研修実施要領第3.に定める研修を実施するため、連合会により「年次制研修実施計画」が策定され、その実施要領に従い対応する。

対象者 司法書士名簿への登録日から起算して、毎年4月1日までに以下の各号に定める期間に達する司法書士会員(毎年4月末日までに連合会から受講対象者の名簿が送付される)

満3年

満8年及び以後5年を加えた年

(2) 新入会員研修

- 司法書士中央新人研修 (対象会員出席要請)
- 中・四国ブロック合同新人研修 (対象会員出席要請)
- 配属研修の完全実施

(3) 支部研修

年 2 回実施要請

【成年後見関係】

成年後見制度の問題は、司法書士制度にかかわる重要な業務分野である。

(1) 他団体との協議会等への出席

- ・成年後見制度運営協議会 (高知家庭裁判所)
司法書士会の事業活動の一環として出席するものとする。
- ・その他の協議会
高知県成年後見制度・地域福祉権利擁護事業調査研究会

(2) 成年後見事務の推進

リーガルサポート高知支部の事業を支援する。

(3) リーガルサポート高知支部の会員増強

成年後見制度を推進するためには、成年後見事務を行う会員数の増強が極めて重要である。本年度も引き続き、リーガルサポート高知支部とも連携を取りながら会員の増強を図りたい。

【広報関係】

(1) 会員広報

- ・会報の発行は、44号で廃刊とした。費用対効果の問題は以前からの課題であった。本年度は新たな広報を模索することとした。
例えば、メールやFAXを利用し、委員会ニュース等リアルタイムに情報を提供する。ホームページを更新することにより充実した会員広報を図りたい。
- ・各事務所のIT化により本会と会員間でのメール利用の推進

(2) 対外広報

- ・ホームページを更新することにより充実した対外広報を図りたい。
- ・制度広報 (司法書士総合相談センター高知・司法書士制度・成年後見制度、簡裁訴訟代理関連業務等)
- ・各種相談会の広報

(3) 広報の方法

- ・ラジオ放送・テレビ放映
「司法書士」を効率よくアピールするために年間を通してのラジオ放送及び各種相談会の前にテレビスポットを放映する。

- ・県、市町村の広報誌（「さん SUN 高知」、「あかるいまち」等）の利用
- ・本会ホームページ

【会務執行関係】

- （１）役員会
毎月第１火曜日
担当副部長出席
- （２）理事会
年３回開催予定
- （３）支部長会
年１回開催予定
- （４）各委員会
各事業計画に基づき開催

【その他】

- （１）損害賠償に関する任意保険への加入促進
- （２）司法書士国民年金基金への加入促進
- （３）定期検診の推進
- （４）レクリエーション
法務局、土地家屋調査士会とのソフトボール大会への参加
弁護士会とのゴルフコンペの開催

以上